

○法務省告示第六十四号

民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条第五項の規定に基づき、令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までの期（同条第三項に規定する期をいう。）における基準割合を次のように告示する。

令和四年三月三十日

法務大臣 古川 禎久

年〇・五パーセント